

下関市監査委員公表第24号
令和4年(2022年)12月2日

地方自治法第199条第7項の規定に基づく指定管理者監査及び同条第5項に基づく随時監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	今	井	弘	文
同	秋	森	和	也
同	福	田	幸	博
同	香	川	昌	則

記

1 監査の対象

別紙「監査対象一覧表」のとおり

2 監査の期間

令和4年10月1日から令和4年11月30日まで

3 監査の範囲

- (1) 指定管理者の指定手続等に係る事務の執行状況
- (2) 令和3年度の指定管理者による施設の管理、出納事務
- (3) 令和3年度の施設の事業実績
- (4) 令和4年8月末までの指定管理者による施設の管理、出納事務
- (5) 令和4年8月末までの施設の事業実績
- (6) 所管課における指定管理者への指導及び監督の状況

4 監査の方法

指定管理者の公の施設の管理に係る出納その他の事務が、基本協定書等の内容に沿って適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、所管課の指定管理者の指定手続に係る事務の執行状況、指定管理者に対する指導及び監督が適切に行われているかどうかを主眼をおき、指定管理者及び所

管課における関係諸帳簿の全部又は一部を調査するとともに、指定管理者責任者等、関係職員からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により実施した。

5 監査の結果

対象とした施設に係る指定管理者の事務及びその所管課の事務において、対象とした施設については、「6 指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

下関市リサイクルプラザ啓発棟について	
	[指摘事項] なし
	[意見] なし
下関市小野ふれあいセンターについて	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 利用料金の取扱いについて、以下の不適切な事項が見受けられた。</p> <p>ア 施設の利用者が冷暖房及びガスを使用した際の費用については、下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例第6条別表で「実状に応じて実費を徴収する」と規定されており、雑入として市の歳入に計上されるべきものであるが、その金額の算定根拠が明確ではなかった上、利用料金（施設使用料）として指定管理者の収入に計上されていた。所管課においては、当該費用の算定根拠を明確にするとともに、当該費用に係る取扱いに関して指定管理者を指導され、適正に事務処理されたい。</p> <p>イ 当該施設に市が設置した印刷機（賃貸借契約に基づき賃借料を市費で支出）を指定管理者は第三者に使用させ、その使用に係る対価を徴収し、指定管理者の収入に計上していたがその根拠を確認できなかった。当該印刷機の第三者の使用について、どのような位置付けとするのか、費用負担の方法も含め、所管課と指定管理者とで整理され、適正に事務処理されたい。</p>

	<p>[指摘事項]</p> <p>(2) 使用許可に関する業務について、指定管理者は、使用を許可した際に下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例施行規則第2条第2項に規定する使用許可書を交付していなかった。適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>下関市デイサービスセンター「ほのぼの」について</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 事前に書面による市の承諾を受けることなく、指定管理者が指定管理業務の一部（塵芥収集運搬業務）を第三者に再委託していた。指定管理者は基本協定書に基づき適正に事務処理されたい。また、所管課は指定管理者が基本協定書に基づき適正に事務処理するよう指導するとともに、業務の履行状況の確認を徹底されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>

以上

監 査 対 象 一 覧 表

指定管理者監査

施 設 名	指定管理者名	所管部局所課
下関市リサイクルプラザ啓 発棟	みさかの森自然学校共同 事業体	環境部 環境施設課
下関市小野ふれあいセン ター	小野ふれあいセンター運 営委員会	教育委員会 豊浦教育支所
下関市デイサービスセン ター「ほのぼの」	社会福祉法人下関市社会 福祉協議会	豊北総合支所 市民生活課